

# 陳 情 書 等

件 名

指定管理者（宇治市シルバー人材センター）の事務  
執行および情報公開制度の運用改善に関する陳情書

令和8年2月14日

宇治市議会議長 様

前田 清宣

## 陳情書

指定管理者（宇治市シルバー人材センター）の  
事務執行および情報公開制度の運用改善に関する陳情書

### 1. 陳情の趣旨

宇治市の指定管理者である「宇治市シルバー人材センター」において、情報公開決定通知が出ているにもかかわらず、不合理な理由（時間の指定）により資料の交付を拒否されるという事案が発生しました。

市民の利便性を著しく損なうだけでなく、市役所本庁と指定管理者の間で運用の整合性が取れていない実態があるため、議会において調査および是正の働きかけを求めるものです。

### 2. 陳情の理由（事実関係）

- ・ 不当な交付拒絶  
令和8年2月13日午前9時前、公開決定通知書（令和8年2月9日付）を持参し、別件の用務に合わせて受領を申し出たが、窓口担当者は「10時と指定しているため対応できない」と頑なに拒否し、資料を交付しなかった。
- ・ 二重の基準（ダブルスタンダード）  
宇治市総務課によれば「日時を指定して拘束する運用はしていない」との見解であるが、指定管理者の現場では独自の制限が課されており、行政サービスに著しい混乱が生じている。
- ・ 指定管理者制度の弊害  
公開決定済みの資料を、開所時間内に本人が来所しているにもかかわらず手渡さないと、硬直的な対応は、市民の「知る権利」の保障という公の事務の趣旨を逸脱している。

### 3. 陳情事項

- ・ 指定管理者（シルバー人材センター）における情報公開事務の運用実態を調査し、市民に不当な負担を強いていないか確認すること。
- ・ 市役所と指定管理者の間で、情報公開条例の解釈および運用に齟齬が生じないように、適切な指導・監督を市当局に求めること。
- ・ 本件のような「窓口での不適切な対応」の再発防止策を講じるよう求めること。

以上